

伊勢地域観光交通対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 本会は、伊勢地域の観光振興を図り、かつ地域住民が安心して生活できる環境を整備するため伊勢地域周辺における交通渋滞を解消することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、伊勢地域観光交通対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(任務)

第3条 協議会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通渋滞に関する調査研究
- (2) 駐車場対策及び交通渋滞を解消するための具体的な方策の実施
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる機関等をもって組織する。

- (1) 知識経験者
- (2) 伊勢市
- (3) 宇治四ヶ町連絡協議会
- (4) 四郷地区振興会
- (5) 本町町会
- (6) 伊勢おはらい町会議
- (7) 神宮司廳
- (8) 一般財団法人伊勢神宮崇敬会
- (9) 二見興玉神社
- (10) 伊勢商工会議所
- (11) 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構
- (12) 公益社団法人伊勢市観光協会
- (13) 一般社団法人鳥羽市観光協会
- (14) 一般社団法人志摩市観光協会
- (15) 公益社団法人三重県バス協会

- (16) 三重交通株式会社伊勢営業所
- (17) 一般社団法人三重県タクシー協会伊勢支部
- (18) 近畿日本鉄道株式会社宇治山田駅
- (19) 東海旅客鉄道株式会社伊勢市駅
- (20) 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- (21) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- (22) 中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター
- (23) 三重県伊勢警察署
- (24) 三重県
- (25) 株式会社スコルチャ三重
- (26) 鳥羽市
- (27) 志摩市

(委員)

第5条 協議会の委員は、第4条で組織された各機関等の代表者をもって充てる。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、伊勢市長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名するものがその職務を代理する。
- 4 協議会に監事を置く。
- 5 監事は、会長が指名する。
- 6 監事は会計事務を監査する。
- 7 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指定する者に出席させることができる。この場合においては、委員が出席したものとみなす。
- 5 協議会は次の事項を審議し、決定する。
 - 一 事業計画及び収支予算
 - 二 事業報告及び収支決算
 - 三 規約等の改正
 - 四 その他協議会の運営に関する重要事項
(対策部会)

第8条 第3条の任務を遂行するため、協議会に対策部会を置く。

- 2 対策部会は、第5条の各委員が指名する者をもって充てる。
- 3 対策部会に部会長を置き、伊勢市副市長とする。
- 4 部会長に事故ある時は、部会長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 対策部会は部会長が招集し、議長となる。
- 6 対策部会の会議の定足数及び表決については前条第2項から第4項までを準用する。
- 7 対策部会は次の事項を審議し、決定する。
 - 一 協議会で決定された事業計画の具体的な対策
 - 二 交通対策の結果報告の検証
 - 三 その他協議会の運営に関する必要事項

(事務局)

第9条 事務局は、伊勢市都市整備部交通政策課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。